

家賃債務保証会社の利用に伴う 保証料を助成します

高齢者等家賃等債務保証

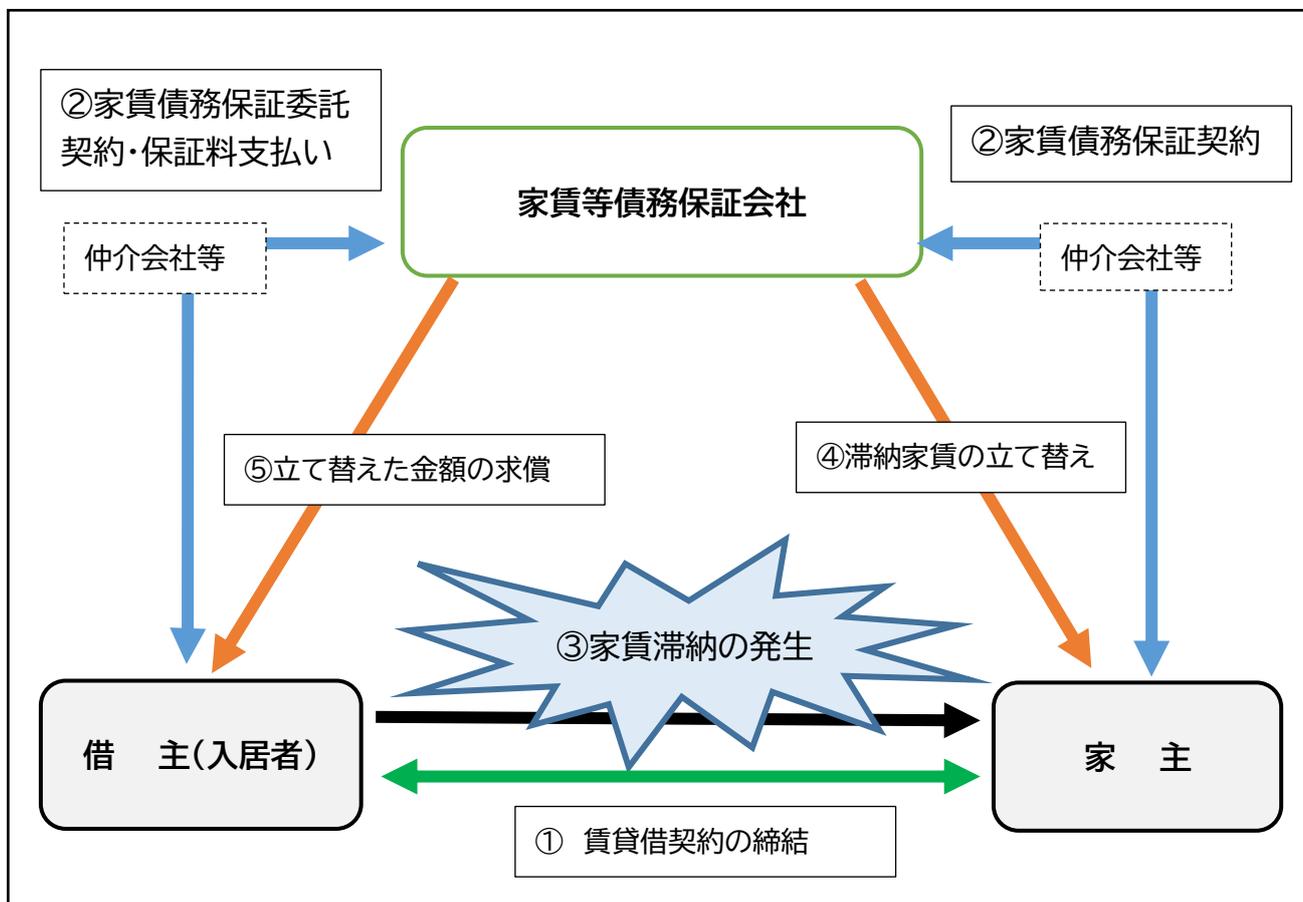
民間賃貸住宅の契約時に、家賃の支払い等を保証する保証会社と契約した際に支払った初回保証料の一部を助成します。

予算の範囲内での助成となりますので、年度途中で受付を終了する場合があります。

1 家賃債務保証とは？

◇保証会社が賃貸住宅の借主の委託を受けて、家賃の支払いに関する債務を保証し、連帯保証人に近い役割を担うものです。

◇万が一、借主が家賃等を滞納した場合、保証会社が一時的に立替えますが契約者の支払いが免除されるわけではありません。後日、必要な弁済を行う必要があります。



2 申込み資格

次の(1)～(7)の**すべて**に該当すること

(1)	次のいずれかに該当する世帯であること	
	高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の一人暮らしの方 ・65歳以上の者のみで構成される世帯 ・65歳以上の者と児童※のみで構成される世帯
	障害者世帯	次のいずれかに該当する方を含む世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級から4級の方 ・愛の手帳3度以上の方 ・精神障害者保健福祉手帳を所有する方
	ひとり親世帯	児童※と同居し、扶養する父又は母のみで構成される世帯
※児童・・・18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者		
(2)	台東区に住民登録をし、かつ区内に引き続き1年以上居住していること	
(3)	区内の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住すること	
(4)	緊急連絡先があること ※原則、賃貸借契約時に登録した緊急連絡先と同一の者	
(5)	生活保護を受給していないこと	
(6)	前年の世帯の総所得の合計額が、単身世帯は256万8千円以下、単身以外の世帯の場合は256万8千円に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下であること	
(7)	世帯全員が住民税を滞納していないこと	

民間賃貸住宅とは？

自らが住宅の所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払い、自己の居住用として使用し、下記の(1)から(3)を除くものをいいます。

- (1) 公営、公社、UR都市機構等の公的賃貸住宅
- (2) 社宅、従業員寮等の企業の福利厚生目的のための住宅
- (3) 1年未満の短期間契約の住宅

3 助成金額

◇**初回保証料の2分の1**(千円未満の端数切り捨て)を助成します。

◇助成金額の上限は下表のとおりです。

世帯区分	助成限度額
単身世帯	20,000円
2人世帯	30,000円
3人以上世帯	40,000円

◇助成は初回保証料のみです。更新時保証料は助成の対象になりません。

4 助成対象となる家賃債務保証会社

◇国土交通省の家賃債務保証業者登録制度により登録されている家賃債務保証会社になります。

◇登録されている保証会社は右記の二次元コードよりご確認ください。いただくか、区役所にお問い合わせください。



5 制度ご利用にあたっての注意事項

◇この制度は、台東区が家賃債務保証業者を紹介するものではありません。

◇賃貸借契約書・保証委託契約書をよくお読みのうえ、ご契約ください。

6 手続きの流れ

1. 新居物件探し

新居の賃貸借契約

保証委託契約

新居の賃貸借契約を結ぶ際、同時に家賃債務保証会社とも保証委託契約を結びます
(賃貸保証委託契約は入居希望者、貸主、加盟保証会社の三者間契約となります)。

2. 新居へ転居(住民票異動)

3. 助成金交付申請

保証委託契約に伴い初回保証料を支払った日の翌日から起算して90日以内に手続きが必要です。(90日を経過すると申請できません。)

次ページの必要書類を揃えて、住宅課へ提出してください。

必要書類		☑
(1)	保証料助成金交付申請書(第1号様式)	
(2)	転居後の民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し	
(3)	家賃債務保証サービスに係る保証委託契約書の写し	
(4)	不動産店又は保証会社等の領収書の写し (保証料の記載があるもの)	
(5)	【障害者世帯又はひとり親世帯】 対象世帯であることを証明する書類 (障害者手帳の写し、児童扶養手当又は児童育成手当を受給している ことがわかるもの など)	
(6)	世帯全員の住民票の写し(世帯主との続柄を記載したもの)	
(7)	世帯全員の住民税課税(非課税)証明書	
(8)	世帯全員の前年度住民税の納税証明書又は非課税証明書	
(6)～(8)については、証明対象年度の基準日(1月1日)に、台東区に住民登録があり、保証料助成金交付申請書(第1号様式)の同意書欄に署名をいただければ省略できます。		

4. 助成決定(保証料助成金交付決定通知書の送付)

保証料助成金交付申請の結果をご自宅に郵送します。

5. 助成金の請求

下記の必要書類を揃えて住宅課へ提出してください。

必要書類		☑
転居費用助成金請求書兼支払金口座振替依頼書(第6号様式) ※助成金振込口座がわかるもの(通帳等)もお持ち下さい。		

6. 助成金交付

助成金を指定の口座へ振り込みます。助成金の請求から約2週間程度かかります。

お問合せ

台東区東上野4-5-6 台東区役所5階⑩番
住宅課 ☎03-5246-1468(直通)

